

令和7年度採用 宮崎市消防局

会計年度任用職員の募集について

(応急手当主任指導員・応急手当指導員・防災センター指導員)

よくあるご質問

※ 令和7年1月時点の内容です。
今後、制度の改正等に伴い、変更となることがあります。

Q1 会計年度任用職員の任期はどのくらいですか。毎年、競争試験を受験する 必要がありますか。

任期は、年度ごとに1年以内となりますが、勤務状況等により、2回まで再度の任用を行います（この場合、最長3年の勤務となります）。

よって、毎年、競争試験を受けていただく必要はありません。

※ 現在、本市消防局の会計年度任用職員として勤務している方で、令和4年度から勤務し、勤務状況等の結果により再度の任用がされている方（競争試験を未受験の方）は、今回受験する必要があります。

Q2 基本的な勤務時間はどのようになりますか。

勤務時間は、休憩時間を除いて、原則として週29時間以内の勤務となります。

就業時間は、職場によって異なります。

【応急手当主任指導員 ※パートタイム】

- ・週4日勤務：就業時間 8:30～17:15（3日）8:30～15:15（1日）
休憩時間 12:00～13:00

【応急手当指導員 ※パートタイム】

- ・週4日勤務：就業時間 8:30～17:15（3日）8:30～15:15（1日）
休憩時間 12:00～13:00

【宮崎東諸県広域防災センター指導員 ※パートタイム】

- ・週5日勤務：就業時間 9:00～15:45
休憩時間 12:00～13:00

Q3 週休日はどのようになりますか。

週休日は、原則として、土曜日、日曜日、祝日となりますが、職場によって、異なる場合があります。

※ 週4日勤務の場合、土曜日、日曜日、祝日に加えて、月曜日から金曜日までの所定の曜日が週休日となります。

Q 4 休暇はどのようになりますか。

年次有給休暇は、年10日（継続して勤務した場合は、勤務年数に応じた日数）が付与されます。

その他、結婚休暇、忌引休暇などの特別休暇があります。

Q 5 現在、宮崎市の会計年度任用職員として勤務していますが、年次有給休暇の繰越や付与日数はどのようになりますか。

現在勤務中の会計年度任用職員の方が、令和7年4月に引き続き会計年度任用職員として採用された場合には、繰越されます。

また、年次有給休暇の付与日数についても、本市の会計年度任用職員としての継続勤務年数を考慮して付与日数を決定します。

（例）会計年度任用職員として継続勤務3年の場合→継続勤務4年目として 14日付与

Q 6 会計年度任用職員には、どのような手当が支給されますか。

通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、特殊勤務手当、地域手当、宿日直手当が支給対象となります。

Q 7 通勤手当は、どのようになりますか。

正職員と同じ基準で支給されます。ただし、勤務場所までの距離が2キロ未満の場合や、徒歩で通勤される場合は支給されません。概要は次のとおりです。

●交通用具使用者（自転車、自動車など）の場合

自宅から勤務場所までの最短距離に応じて支給します。

距離区分	通勤手当 (月額)	距離区分	通勤手当 (月額)
2km以上 5km未満	2,000円	35km以上 40km未満	21,600円
5km以上 10km未満	4,200円	40km以上 45km未満	24,400円
10km以上 15km未満	7,100円	45km以上 50km未満	26,200円
15km以上 20km未満	10,000円	50km以上 55km未満	28,000円
20km以上 25km未満	12,900円	55km以上 60km未満	29,800円
25km以上 30km未満	15,800円	60km以上	31,600円
30km以上 35km未満	18,700円		

●公共交通機関（バス、電車など）の場合

定期券等の実費相当額が、基準に基づき支給されます。

Q 8 募集要項の月額報酬に幅があるのは、なぜですか。

会計年度任用職員に採用の際には、採用前5年間の宮崎市の職員もしくは会計年度任用職員に任用された期間を、職務経験の年数として換算し、給与決定を行います。そのため、月額報酬・年収に幅があります。

Q 9 会計年度任用職員に採用され、継続して勤務した場合に報酬額・年収はどのようになりますか。

継続して勤務した場合は、再度の任期時に職務経験年数を換算し、給与決定を行うため、採用された職種ごとに定められた上限に達するまで報酬額が増額となります。

Q 10 応急手当指導員の申込みに、必要な資格はありますか。

「普通運転免許」の資格が必要となります。その他、必要資格はありませんが、採用された方につきましては、令和7年4月以降に「応急手当指導員」の研修などを受けていただく予定です。

《お問い合わせ》

宮崎市消防局 総務課

T E L : (0985)32-4901 (直通) F A X : (0985)27-8675

E-mail : mzkshobo@city.miyazaki.miyazaki.jp

宮崎市ホームページ <https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp>